

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

食料・農業植物遺伝資源条約とともに、北太平洋漁業資源保存条約についても、我が党は賛成の立場であります。

そこで、国際的な海洋環境の保護、保全とのかかわりで、放射能汚染水の海洋放出問題について岸田大臣に質問したいと思います。

東京電力が二〇一一年四月に実施した福島第一原発の放射能汚染水の海洋放出というのは、海洋環境への影響から、国内のみならず、近隣諸国からも強い懸念が表明されました。

この東電の対応について、当時の松本剛明外務大臣は、二〇一一年四月十五日の当委員会でご答弁されております。

国連海洋法条約上もロンドン議定書上も、投棄という言葉の定義だけを取り上げれば、廃棄物等を船舶等から海洋に処分する行為等ということで位置づけており、言葉でいきますと、これらの条約等に言う投棄には当たらないということになります。

しかし、低レベルとはいえ、放射性物質を含んだ水を放出せざるを得なかったということは大変残念なことでありますし、また、あらゆる発生源からの海洋汚染を防止するという一般的な義務を定めている国連海洋法条約の趣旨に必ずしもかなったものでない

これが松本大臣の当時の答弁であります。岸田大臣のこの点でのお考えはいかがでしょうか。

○岸田国務大臣 まず、事故当初の放射性物質を含む水の海洋への放出につきましては、我が国はまず、国際社会に対してしっかりと情報提供を行わなければいけない。最大限の透明性をもって迅速かつ正確な情報提供を行うこと、このことにつきまして、外務省としても意を用いて対応を行ってきたところです。

国連海洋法条約上、いずれの国も、海洋汚染を防止する一般的な義務を負っております。この義務のもとに国連海洋法条約に規定が設けられているわけですが、先ほどの御質問の中にもありましたように、事故当初の福島第一原発からの放射性物質を含む汚染水の放出は、こうした国際法上の義務との関係では問題とはならないという認識であります。引き続きまして、政府としましては、情報提供あるいは透明性の確保等、こうした経験を生かしてしっかりと対応していくことはまことに重要な点だと考えております。

○笠井委員 ことし三月九日に、我が党の志位委員長とともに私自身も福島第一原発を視察いたしました。放射能汚染水が毎日四百トンもふえ続けて、このままいったらあふれ出ししてしまうという瀬戸際の危機的状況にある。こうした中で、東京電力は、国内のみならず近隣諸国からも強い懸念が表明された汚染水の海洋放出について、事故当初という話が先ほどありましたけれども、再び実施する動きを見せている。

例えば、ことし一月二十四日の原子力規制委員会特定原子力施設監視・評価検討会ですけれども、ここでも、東京電力の原子力・立地本部の担当者はこう発言しております。最終的には処理水の海洋放出を、「関係者の皆様の合意を得ながら、そういった活動ができれば、ここについても一定の余裕ができるのかなというふうに考えてございます。」このように述べながら、当時の検討会では、「海洋への更なる放射性物質放出」、そういう見出しもある中で、資料まで用いて説明をしているわけです。

岸田大臣は、こうした東電側の最近の海洋放出の動きを御存じでしょうか。

○岸田国務大臣 御指摘の動きも含めて、我が国として、しっかりとした情報提供、透明性の確保に引き続き努力をしていかなければいけないと考えています。

○笠井委員 情報提供と透明性の確保だけでいいのかという問題になります。

東京電力は、五月七日の記者会見でも、関係者の理解が得られたら海に放出したいと述べるなど、繰り返し言及をしているわけなんです。

六月十三日には、いわき市で、放射性汚染水対策として、敷地内でくみ上げ海に放出する地下水バイパス計画なるものを県漁連にも説明をしております。

福島第一原発の汚染水に含まれる放射能総量を計算しますと、水素爆発などで大気中に放出されて大変な被害をもたらしている放射性物質の十倍にもなる。幾ら除去施設を通してもトリチウムなんかは除去できないし、既に地下水にも放射性物質が含まれていると報告をされているわけです。

だから、海洋放出の動きに漁業関係者からも強い憤りが表明をされているところであります。とんでもない話、念入りにやったところで放出は認められない、そして、出荷規制がかかった魚が今まだ数十種類もある中で、余りに現場の事情を知らない、少し風評被害が落ちてきたのに、また食べられないというふうになってしまうと。

福島第一原発では、つい先日も、二号機の手前側にある観測用の井戸で採取した地下水から、国の海への排出基準を上回る高い濃度のストロンチウムとトリチウムが検出をされたわけですね。

安倍総理は、四月二十三日の参議院予算委員会で、ふえ続ける汚染水については根本的な解決を図らなければならないというふうに答弁されています。

そこで、岸田大臣、国連海洋法条約の締約国であって、海洋環境を保護、保全する義務を負っているのが日本政府、その外務大臣として、透明性とか情報提供にとどまらず、汚染水の海洋放出については絶対に行うべきでないという立場に立つべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○岸田国務大臣 委員御指摘のさまざまな指摘や不安については、謙虚に受けとめなければならないと存じます。

そして、そうした不安を払拭するべく、しっかり努力を行い、そして、国内外の理解を得るべく努力をしていかなければいけない、これは当然のことだと思っています。

○笠井委員 努力というのは出さないということで、そのしっかりした立場に立たなきゃだめだと思うんです。総理、関係大臣と協議して万全の対策をとることを求めたいと思います。